

「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）の規定に基づき、「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、島根県又は鳥取県の県民が島根県内（以下「県内」という。）の宿泊施設を利用した場合に、その経費の一部を支援することにより、県内の宿泊施設を満喫していただくとともに、本県の魅力を広く情報発信していただき、新型コロナウイルス感染症の影響を払拭し、観光再生を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国、地方公共団体又は公共的団体等から他の補助金等が交付される事業を除く。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以内とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請及び実績報告を、補助事業完了後30日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第4条第1項の交付申請書及び規則第10条第1項の実績報告書は、様式第1号によるものとする。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 補助金の交付決定及び交付額の確定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日までの宿泊に係る利用助成については、第3条ただし書きを適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限
島根県又は鳥取県の県民による島根県内の宿泊施設の利用助成事業	県内の宿泊事業者、県内の旅行事業者	島根県又は鳥取県の県民が利用した県内の宿泊施設の宿泊料	1 / 2	施設ごとに利用者1人1泊当たり5千円
しまねっこクーポン事業	島根県内の土産物店、交通事業者、その他、知事が認める者	<p>島根県内の宿泊（※1）または、旅行商品（※2）を利用した島根県民に対して配布されたクーポン券の利用料金</p> <p>※1「宿泊」とは、We Love山陰キャンペーンを利用した場合に限る</p> <p>※2「旅行商品」とは、「再発見しまねぐるっと周遊事業補助金」の対象旅行商品に限る</p> <p>※3 宿泊または旅行商品に対して、利用者の個人負担額が、1人1回あたり2500円以上5千円未満の場合は千円分、5千円以上の場合は2千円分のクーポンを配布する。利用者の個人負担額が2500円未満の場合はクーポン配布をしない。</p>	10 / 10	クーポン券1枚につき千円

島根県知事 様

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

（団体にあっては、会社名及び代表者の職・氏名）

「WeLove山陰キャンペーン」推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

「WeLove山陰キャンペーン」推進事業補助金の交付を受けたいので、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第4条及び第10条第1項の規定により、下記のとおり申請し、及び実績を報告します。

記

1 交付申請額（実績額）

_____円

（内訳）

アンケート No.	宿泊料金 （料金1人あたり）	補助金額 （割引額）	対象人数	交付申請額 （実績額）
合 計				

2 事業完了年月日

年 月 日

3 添付資料

補助対象経費に係る証拠書類（アンケート）

別表内訳シート（内訳に記載できない場合）

様

島根県知事 丸山 達也

「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付け「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）で申請のあった「We Love山陰キャンペーン」推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び額を確定したので、規則第5条第3項及び規則第11条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定及び確定額等

補助金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定及び確定額 金 円

3 関係規定の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。